

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、事務局参事、事務局次長、係長その他必要な職員を置く。

2 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、協議会の会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局参事は、事務局長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 国・県との連絡及び調整
- (3) 事務局長の職務の補佐
- (4) 事務局長に事故あるとき、又は欠けたときの職務の代理

3 事務局次長は、事務局長又は事務局参事の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 係の統括並びに連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐

4 係長は、事務局次長の指揮監督を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 係に属する業務の調整
- (2) 係に属する職員の指揮監督

(決裁)

第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算及び決算
- (4) 規程等の制定改廃
- (5) その他特に事務局長が重要と判断する事項

(専決事項)

第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。

- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

第 7 条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。

2 会長及び副会長がともに不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

3 会長、副会長及び事務局長がともに不在のときは、事務局参事がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第 8 条 事務局における文書の収受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関して必要な事項は、会長の属する市又は町の文書取扱規程等の例による。

(公印の取扱い)

第 9 条 協議会の公印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第 2 のとおりとする。

2 協議会の公印の保管は、事務局長が行う。

(職員の服務)

第 10 条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する市又は町の例による。

(給与等)

第 11 条 職員の給与、共済費等については、それぞれの職員の属する市又は町の負担とする。

2 職員の旅費については、会長の属する市又は町の職員の例により協議会が支給する。

(補則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 4 月 1 8 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 5 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 6 年 8 月 2 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

係 名	分 掌 事 務
総 務 係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併協定項目の総括に関すること。 ・ 合併の諸手続きに関すること。 ・ 協議会、小委員会及び幹事会の会議に関すること。 ・ 合併に係る資料の編纂に関すること。 ・ 協議会の人事に関すること。 ・ 新市例規等の総括に関すること。 ・ 庶務及び会計に関すること。 ・ 国・県・関係市町との連絡調整に関すること。 ・ その他他の係に属さないこと。
計 画 係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来構想の策定に関すること。 ・ 新市建設計画の策定に関すること。 ・ 新市の財政計画に関すること。 ・ 新市の予算編成に関すること。 ・ 電算システム統合計画に関すること。 ・ 新市電算システム構築の調整に関すること。 ・ 協議会の広報（ホームページを含む。）に関すること。
調整第 1 係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会（議会・総務・企画・教育・消防）及び当該部会に係る分科会の会議に関すること。 ・ 上記部会に係る合併協定項目に関すること。
調整第 2 係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門部会（住民・福祉・産業経済・都市計画・上下水道・建設）及び当該部会に係る分科会の会議に関すること。 ・ 上記部会に係る合併協定項目に関すること。

別表第 2 (第 9 条関係)

刻 字	寸法 (ミリメートル)	書体	印材	使 用 区 分
龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会長之印	方 2 0	古字	木	会長名をもってする文書
龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会事務局長之印	方 1 8	古字	木	事務局長名をもってする文書